

## 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第1回）-議事要旨

日時：平成26年1月17日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館1階 108省庁共用会議室

### 出席者委員

#### 委員

松本座長、大淵座長代理、沖野委員、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、茶園委員、道垣内委員、早川委員、横山委員

#### オブザーバー

菊地史晃（文化庁）、生野聡（経済産業省文化情報関連産業課）

### 議題

- 開会
- 討議
  - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案の検討状況について
- 閉会

### 議事概要

#### 座長、座長代理選出

委員紹介の後、松本委員が座長、大淵委員が座長代理に選出された。

#### IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局より資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

#### 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案の検討状況について

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案の検討状況について説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 違法コンテンツという言葉について、個人が本を電子化する場合は、その時点では適法であり、それを配信したら違法となる。コンテンツ自体が違法というわけではないので、表現ぶり、言葉遣いを分かりやすくすべきではないか。
- 対象の利用者が個人を想定されているようだが、事業者間のデジタルコンテンツの取引、特にクロスボーダー取引については準拠法が変わってくるので検討の対象にすべきではないか。
- 違法コンテンツの定義について注釈を付けていただくのがよい。
- どの時点で電子出版物の公衆送信権等が適用されるのか否か、されるとしてどう見るのか、もう一段説明が必要ではないか。
- 複製権侵害を考える際に、複製主体は誰なのかなど場合分けで考えなければ混乱が生じるのではないか。
- 未成年者の詐術について、親権者の同意に関する注意喚起の明示を外してしまうことが適切なのか検討すべきでないか。
- 未成年の詐術の問題を考えるときには、コンテンツの種類によって分けて考えるべきであり、射幸心が強く、幼児がはまってしまうようなコンテンツの場合は注意義務を考えてもよいのではないか。
- 幼児では回答ができないような質問等に回答することで認証を行うような仕組みを設けることもアイデアとしてはあるのではないか。

- クロスボーダー取引が多くなることを想定した準則の関係箇所のリンクの仕方を検討することが必要である。さらに、詐術や誤信など主観的要件を、客観的に準則に落とせるか検討していただきたい。
- プラットフォーマーが場の提供者にとどまっていないためややこしくなっており、プラットフォームという用語だけで整理するのではなく言葉を変えるなどした方がよいのではないか。
- 本日の意見を踏まえ、事務局にて、改めて整理を行った上で、改訂作業を進め、次回のワーキンググループにおいて改訂案を提示することとなった。

## 関連リンク

[IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

## お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

---

最終更新日：2014年1月31日